

一般財団法人 宇治市福祉サービス公社

2021 年度（令和 3 年度）

事業計画書



《公社のモットー》

「利用者とともに市民とともに」～利用者本位のあたたかいサービスの提供～

《今年度のキャッチフレーズ》

「設立 25 周年の節目を機に新時代を切り拓く」

I. 事業・予算編成方針

2018年度(平成30年度)を初年度とした「経営改革5ヵ年計画」に基づいた改革の取り組みは、3年目となる令和2年度においては、職員体制の見直し等による人件費の抑制、宇治市からの委託事業費の一部見直し、また、新型コロナウイルス感染防止に係る国の支援金等の特殊要因もあり、7年ぶりに増収増益の決算見込みであるが、収益事業である介護保険事業等の収益は前年度を大幅に下回る見込みであり、財務構造は引き続き不安定な状況にある。

介護保険事業の収入減の大きな要因は慢性的な介護・福祉人材不足であり、ニーズは増えていくが供給体制が整わず、十分なサービスを提供することができない等、介護事業者にとっては大変厳しい雇用状況が続いている。そのため、現在公社に在籍する職員が安心してやり甲斐を持って長く公社で勤められるよう、種々の条件整備を進めていくことが最重要課題であり、引き続き職員からの様々な意見、提案を受けながら公社全体で取り組んでいく必要がある。併せて、新規職員採用のための具体的な計画と方策、更にはほほえみ介護塾等での福祉マンパワーの養成、潜在的福祉人材の掘り起こし等、積極的な人材確保に向け対策を講じていく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症による影響は未だ随所に生じており、ワクチン接種等の対策が講じられても終息までには相当の期間を要することから、新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策に気を緩めることなく努めていく必要がある。

このように厳しい経営環境は依然続くが、2021年度(令和3年度)は公社の設立趣旨や使命を理解し職務に当たっている職員が、これから先も公社で安心してやり甲斐を持って仕事に取り組んでいけるよう、そして、公社サービスをご利用いただく利用者、市民の皆さんに質の高いサービスを継続的に提供していくために、引き続き「経営改革5ヵ年計画」及び理事会の「当面の経営方針」に基づいた堅実経営を柱に、市民ニーズも踏まえた新規事業の展開も視野に入れた事業計画とする。

II. 重点項目

(1) 「経営改革5ヵ年計画」に基づく財務健全化への取り組みを引き続き推進する。

- ① 経営改革の大きな柱の一つとして実施している役職員の身を切る改革については、2020年度と同様の改革を引き続き実施する。
- ② 受託事業の採算性を向上させるために、受託事業の仕様条件、内容について宇治市との協議を継続する。
 - ・宇治市の高齢者保健福祉施策の推進に関し、公社は宇治市を補完する協働のパートナーとして位置づけられ、これまで多くの委託事業に取り組んできた。今後も市民の負託に応えられるよう更に質の高い事業を行うとともに、採算性の面からも委託内容に見合う委託料の確保や、仕様条件の見直し等、宇治市との協議を行う。

③ 介護保険事業の増収に向けた具体的方策を提示するとともに、収益率を向上させるための人員配置やサービス提供体制の見直しを図り、「経営改革5ヵ年計画」の年次数値目標達成に取り組む。

・予算に掲げた収入を確保するための具体的な方策を事業ごとに提示し、計画的な事業運営に努める。また、支出面においてもより効率的な運営を行い、支出抑制の目標を定めて収支バランスのとれた事業運営を行う。

・人材確保が難しい状況にあって、事業ごとに法令で定められている人員配置基準を厳守しつつ、公社の事業規模にとって最も効果的な人員配置やサービス提供体制について、常勤、非常勤の割合等も検証しながら考える。

・特に訪問介護事業においては、事業拠点を3拠点から2拠点に集約し3年が経過したため、収益面や運営面での成果や新たな課題等の総括を行うとともに、訪問介護の担い手となるヘルパーの人材確保に向けて、常勤ヘルパーの採用やWワーク等あらゆる手法について検討し、一定の方向性を具体化する。

④ 新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症対策の徹底と環境整備を推進する。

・新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の対策に引き続き取り組んでいく。

・新型コロナウイルス感染症や自然災害等、事業運営に大きな影響を及ぼす様々なリスクを想定して、いかなる事態が起きても事業が継続できるように業務継続計画（BCP）策定等の対策を講じていく。

(2) 公社設立理念を踏まえた利用者、市民から期待されるこれからの公社としてのあるべき姿を示しながら各種事業を推進する。

① コンプライアンス企業として公社に求められる介護保険事業者としての役割を再確認するとともに、第8期介護保険事業計画に沿って新規事業の具体化に向けての検討作業に取り組む。

・各種の関連法令を遵守し、他の事業者の模範となる事業運営に取り組むとともに、市民の負託に応えられる良質なサービス提供を心掛ける。

・公社は長年にわたり介護予防や相談・介護事業、研修事業等多岐にわたる在宅福祉・介護・保健事業に取り組む中で取得した多くの知識、技術、ノウハウを有している。こうした実績を踏まえて第8期介護保険事業計画に沿って、公社ならではの新規事業を展開していくことが、今後の公社安定経営には不可欠であることから、担当者を配置して収益性、事業の発展性、市民からのニーズ等、多面的に検討を進める。

② 地域福祉センターの改修を踏まえて、指定管理者として地域の介護予防・高齢者等の活動拠点となり得る活用方法の提案を行う。

・地域の高齢者が主体的に介護予防に取り組むことはもとより、地域の様々な活動に参加し、役割を得ることで、超高齢社会におけるマンパワーとして高齢者自身が活躍できる地域社会の

実現に向けて、地域福祉センターの積極的な活用方法について、地域福祉センターの指定管理事業並びに、地域包括支援センター事業、生活支援コーディネーター事業等を行う立場からの提案を行う。

(3) 人材難を乗り越えるために、業務内容や役割分担の見直し、職場環境の改善等に向けた一体的な取り組みを推進する。

① 経営改革5ヵ年計画推進調整会議や「当面の経営方針」で示された職員定数の考え方に沿って定数管理を行う。併せて人材確保については、将来を見据えて若い世代の獲得に向けて職員採用計画を策定し、これに基づいたリクルート活動を実施する。

・事業ごとにプロパー職員・契約職員・アルバイト職員の役割、位置づけを明確にし、無駄のない効率的な定数配置を行う。

・安定的な事業運営には人材が不可欠であるが、在職者の平均年齢が比較的高い公社においては、20代、30代といったこれからの公社を担う若い世代の確保と定着が大きな課題である。こうしたことから、中・長期的な視点に立った職員採用計画を策定し、できるだけ早い時期から新規職員採用のための行動を行う。

② 定年延長や再雇用制度の見直しに向けた取り組みを段階的に推進する。

・長年公社で勤務した経験豊富で優秀な人材が、定年を迎えても引き続き公社で再雇用できるように、賃金の引き上げ等で処遇面での改善を実施する。定年延長については、社会情勢や公社の財務状況を見据えながら引き続き検討していく。

③ 組織活性化プログラムの分析結果を踏まえた、働きやすい、働き甲斐のある職場環境づくりの取り組みを推進する。

・昨年度に実施した京都府の組織活性化プログラムの分析結果では、職場内環境、上司の機能、キャリアパスと人材育成、ワークライフバランス、処遇、会社の方針、自己実現といった項目ごとに、公社で働く全ての職員からの率直な評価が示された。これらの結果を踏まえて、職員に課題をオープンにすることで、優先順位をつけながら具体的な解決策について取り組んでいく。

・特に職員のモチベーションを上げるため、評価制度の早期導入に向けた具体的な検討を行う。

④ 経験別、役職別の計画的な研修の実施と、対話を重視した職員間の双方向コミュニケーション環境の整備に引き続き取り組む。

⑤ 職場におけるハラスメントの防止に関する規程に則り、ハラスメントのない組織運営を行う。

Ⅲ. 理事会・評議員会の開催

理事会は公社の業務執行決定機関として、必要な都度で開催されるものであるが、理事長、副理事長、専務理事は3ヵ月に1回以上、職務の執行の状況を理事会に報告することとする。

また、定時評議員会は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に開催することとする。

理事会

開催月	主 な 件 名
5月	2020年度（令和2年度）事業報告について 2020年度（令和2年度）決算報告について
8月	2021年度（令和3年度）第1四半期までの事業進捗状況について 2021年度（令和3年度）第1四半期までの事業収支実績について
11月	2021年度（令和3年度）第2四半期までの事業進捗状況について 2021年度（令和3年度）第2四半期までの事業収支実績について
1月	2021年度（令和3年度）第3四半期までの事業進捗状況について 2021年度（令和3年度）第3四半期までの事業収支実績について
3月	2022年度（令和4年度）事業計画について 2022年度（令和4年度）収支予算について

*開催ごとに事前に三役会を開催する。

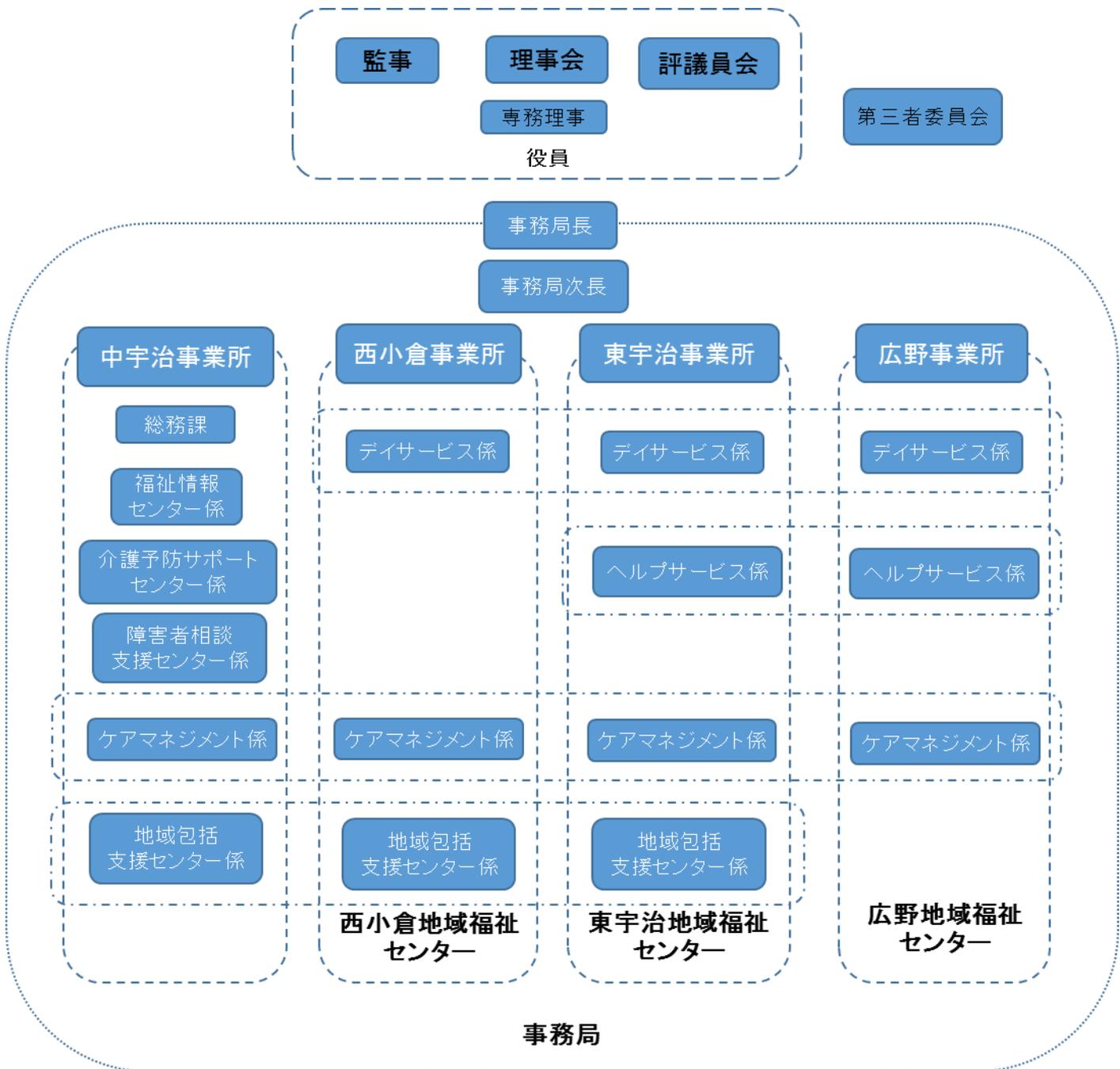
*上記開催月以外に必要な応じて臨時開催する場合がある。

評議員会

開催月	主 な 件 名
6月	2020年度（令和2年度）事業報告について 2020年度（令和2年度）決算報告について
3月	2022年度（令和4年度）事業計画について 2022年度（令和4年度）収支予算について

*上記開催月以外に必要な応じて臨時開催する場合がある。

IV. 組織機構



V. 各種委員会の設置

職員自らが公社の運営に参画し、達成感を実感できる魅力的な活動を目指した各種委員会を下記のとおり設置する。

【委員会の名称と主な役割】

◆地域密着型事業推進委員会 ※事業所ごとに実施

- ・地域密着型事業の企画、提案、実施に関すること。

◆CS向上委員会

- ・公社サービス利用者（顧客）の満足度を高めるための各種提案、見直しに関すること。
- ・サービス提供に関するマニュアルの見直し、再整備やサービス満足度調査等の実施をはじめ、第三者評価受診も含めたサービス向上の様々な提案、企画に関すること。
- ・事故、苦情、サンクスレポート及びヒヤリハット報告の取りまとめ、分析、周知に関すること。

◆広報委員会

- ・情報誌「ぽっぽ」の編集発行をはじめ、ホームページ、ブログ等の広報媒体を活用した公社及び各事業所の対外的な広報活動に関すること。
- ・ホームページのリニューアルに関すること。

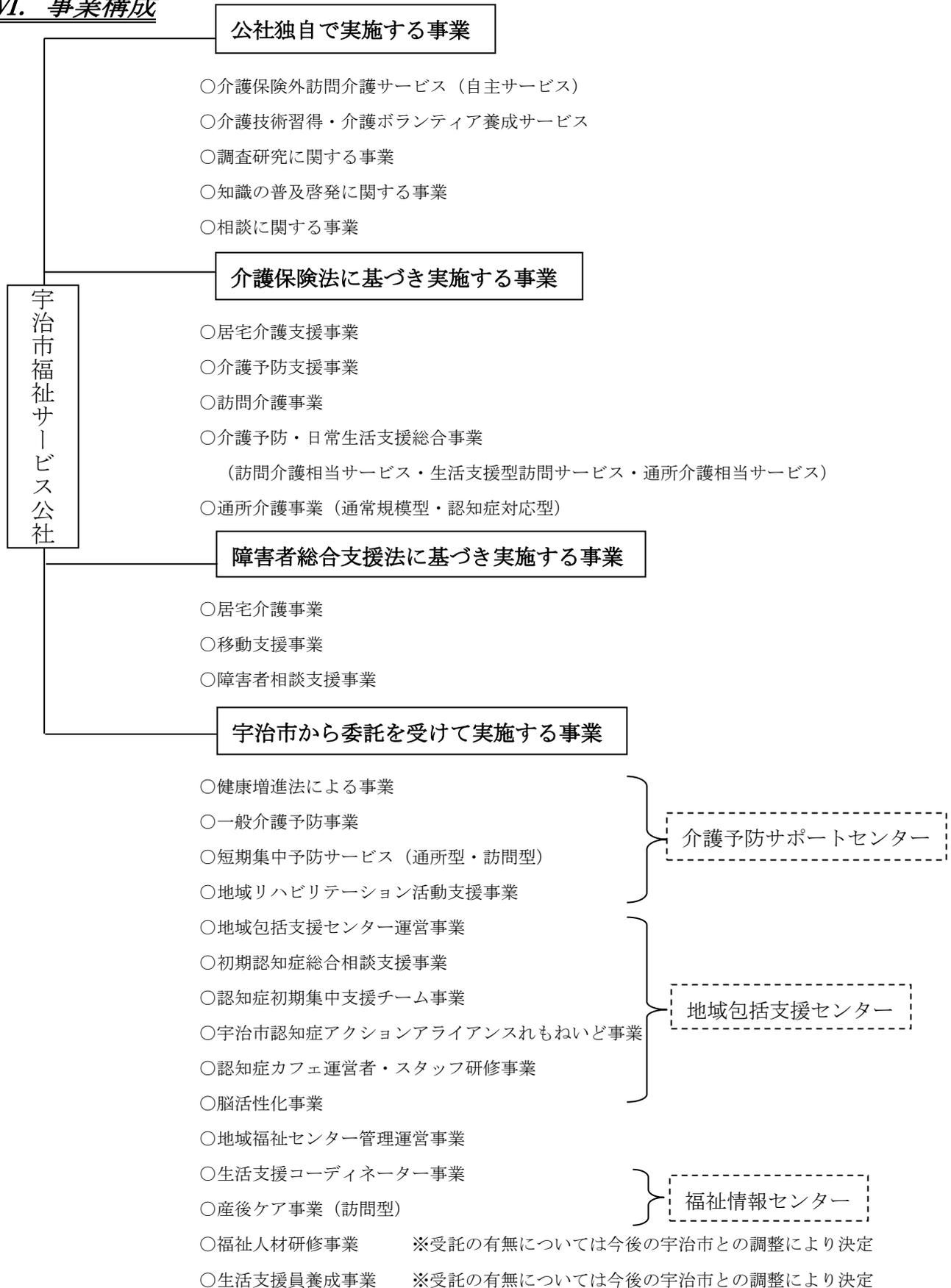
◆ES向上委員会

- ・職員の満足度を高めるための働きやすい職場環境づくりと、そのために必要な職員相互理解、社内親睦企画、社内報の作成等に関すること。
- ・各種ハラスメントの防止等、職員間の人権意識向上に関すること。
- ・京都府組織活性化プログラムに関すること。

◆公社リクルート委員会

- ・職員のリクルート活動への各種提案や関連する課題の分析に関すること。
- ・社内研修体系の見直しや提案に関すること。

VI. 事業構成



VII. 定款第4条に基づく事業概要

公社独自で実施する事業

(1) 自主的な在宅保健福祉サービスの提供に関する事業

① 介護保険外訪問介護サービス（自主サービス「ほほえみサポート」）

この間、家事援助サービスの名称で介護保険制度では対応できないサービス（介護保険対象外の家事支援、病院内での見守り、介助等）を、公社の独自サービスとして実施する。

病院内での見守り、介助支援を中心としたサービスをヘルプサービス係で、その他の介護保険対象外サービスについては、福祉情報センターが所管する「ほほえみサポート」がこれにあたる。

② 介護技術習得・介護ボランティア養成サービス

介護職員初任者研修課程「ほほえみ介護塾」を開催し、修了者を対象に就労支援研修費制度を設けて、公社への就労についても積極的に働きかける。

(2) 在宅保健福祉サービスの調査研究に関する事業

在宅保健福祉サービス全般について、宇治市並びに宇治市社会福祉協議会等の関係機関と連携し、ニーズの調査に取り組むとともに、新たなサービスの開発等に向けて研究する。

(3) 在宅保健福祉サービスについての知識の普及啓発に関する事業

公社の事業紹介や介護保険・福祉情報を掲載した情報誌「ぽっぽ」を年2回発行するとともに、ホームページや外部 SNS を利活用したリアルタイムの広報、情報発信に努める。併せて、閲覧数を増やすためにホームページのリニューアルに向けて引き続き取り組む。

また、要請に基づき、各種講習会や研修講座等へ職員を派遣し、在宅保健福祉サービスについての知識の普及・啓発を行う。

そして、この間実施してきた、「地域福祉のつどい」や「コミュニティカフェ」を更に地域に定着させる。

(4) 在宅保健福祉サービスについての相談に関する事業

宇治市並びに宇治市社会福祉協議会等と密接な連携を図り、市民からの在宅保健福祉サービスの利用に関する相談等に応じる。

介護保険法に基づき実施する事業

(5) 居宅介護支援、介護予防支援に関する事業

要支援・要介護認定を受けた方からの相談に応じ、本人の意向や心身の状態等を十分に考慮した居宅サービス計画（ケアプラン）の作成にあたる。

また、一人当たりの1ヵ月の目標給付管理件数を39件と設定し、新規ケースの開拓等で安定した給付管理件数を確保する。

(6) 訪問介護、訪問介護相当サービス、生活支援型訪問サービスに関する事業

要支援・要介護の利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、利用者が住み慣れた居宅において、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう、身体介護や生活援助等の生活全般のサポートをする。そのために事業の要であるホームヘルパーの安定的な確保に努める。

また、いわゆる基準緩和型訪問介護（家事支援）についても、宇治市が養成する生活支援員（通称39支援員）によるサービス提供に取り組む。

(7) 通所介護（通常規模型・認知症対応型）、通所介護相当サービスに関する事業

要支援・要介護の利用者に対して、通所による入浴、食事、機能訓練等の各種サービスを提供し、心身のリフレッシュを図る。

また、利用者のサービス満足度を高めるための工夫や、業務の見直しを図りながら、定員枠の充足率アップに向けての営業活動等にも積極的に取り組む。とりわけ認知症対応型通所介護事業については、宇治市の統一愛称「れもんデイ」として、利用者の能力に応じた役割が発揮できる場を設ける等、個別性の高いケアを提供し、利用登録者数の拡充を図る。

障害者総合支援法に基づき実施する事業

(8) 障害福祉サービスに関する事業

① 居宅介護事業

利用者に対して、ホームヘルパーを派遣し、利用者が住み慣れた居宅において、可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

② 移動支援事業

屋外での移動が困難な利用者に対して、利用者が社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に際し、その移動の支援を行う。

③ 障害者相談支援事業

相談支援専門員が利用者に対して、住み慣れた居宅において可能な限りその有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう必要な支援を行う。

宇治市から委託を受けて実施する事業

(9) 宇治市からの在宅保健福祉サービスに関する受託事業

① 健康増進法による事業

40歳以上の心身機能が低下している方を対象に、機能の維持改善のための運動指導や日常生活動作指導等、介護予防の普及・啓発を行う。

- 1) 訪問指導事業

② 一般介護予防事業

65歳以上の高齢者を対象に、主に運動器の機能向上に関する指導、認知症予防活動の積極的なサポートを行う。

- 1) セルフパワリハ <広野地域福祉センター>
- 2) パワリハトレーニング教室 <広野地域福祉センター・黄檗体育館>
- 3) スロートレーニング <西小倉・東宇治・広野各地域福祉センター等>
- 4) スロートレーニングミックス <広野地域福祉センター・あいらの杜等>
- 5) あたまイキイキ教室 <うじ安心館・市内介護予防拠点>
- 6) 脳活性化教室 <西小倉地域福祉センター・東宇治地域福祉センター・広野地域福祉センター他> *地域包括支援センターが担当

③ 短期集中予防サービス

(通所型) <広野地域福祉センター・黄檗体育館>

総合事業として、体力の改善に向けた支援やADL・IADLの改善に向けた支援等が必要な方に対し、状態改善の達成を目指す期限(原則3ヵ月程度)を明確に設定して、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の機能低下(運動機能・栄養状態・口腔機能・認知機能の低下)の状況に応じて、集中的に通所型予防サービスを提供する教室を開催する。

(訪問型)

総合事業として、体力の改善に向けた支援やADL・IADLの改善に向けた支援等が必要な方に対し、状態改善の達成を目指す期限(原則6ヵ月程度)を明確に設定して、保健・医療の専門職が、要支援者・事業対象者の運動機能低下の状況に応じて、集中的に訪問による予防サービスを提供する。

④ 地域リハビリテーション活動支援事業

地域の介護予防の場に専門職を派遣し、助言指導等を行う。

⑤ 地域包括支援センター運営事業

地域の総合相談窓口として、地域のネットワークづくりを目指すとともに、介護支援専門員への助言や指導、権利擁護、介護予防ケアマネジメント等に取り組む。

また、担当する生活圏域へ積極的に出向き、地域福祉の課題を把握して、住民や各種関係機関との共有を図るための小地域包括ケア会議の開催に向けて取り組む。

⑥ 初期認知症総合相談支援事業

初期認知症の人や家族に対し、状況に応じた適切な医療、介護等との連携を図るとともに、必要となる社会資源等を構築することを目的に実施する。

①認知症コーディネーターの設置（「お元気チェックリスト」において初期認知症が疑われる方を主として、本人と家族に対し、医療、介護及び生活支援を行うサービス事業者等と連携を図るトータルコーディネートを実施）②認知症対応型カフェの企画・運営（初期認知症、認知症の不安のある人を支援するため、福祉施設のサロン等、気軽に集まれる場所で予防プログラムを実施し、認知症の発症や重症化を防ぐことを目的に実施）③認知症サポーター養成、キャラバンメイトフォローアップに関する事 ④家族支援プログラムのフォローに関する事 を主な事業内容とする。

⑦ 認知症初期集中支援チーム事業

初期の認知症の疑いのある方や、認知症の診断を受けたが適切な医療、介護サービスに結び付いていない方を対象に、福祉、医療の専門職がペアで訪問し、所定のアセスメントツールに基づく調査にて、専門医、複数の医療、福祉専門職によるチームで検討を行い、関連する専門機関等と連携し、一人ひとりに応じた支援を短期的、集中的に行うことで、認知症の方とその家族が住み慣れた地域で生活を維持できるように支援を行う事業として、中宇治地域包括支援センターの所管にて実施する。

⑧ 宇治市認知症アクションアライアンスれもねいど事業

「認知症の人にやさしいまち・うじ」の市長宣言の実現を目指し、認知症を「自分のこと」として捉え、市民一人ひとりが認知症を正しく理解し、相手を思いやるやさしさをもって、自分のできるアクションを起こしていく『宇治市認知症アクションアライアンス“れもねいど(Lemon - Aid)”』の事務局を担う。

⑨ 認知症カフェ運営者・スタッフ研修事業

京都府内で認知症カフェを運営する団体やスタッフ向けの研修会を開催する。

⑩ 脳活性化事業

地域において認知症の正しい理解を広げ、自主的に介護予防に取り組んでいただくために、認知症についての情報提供や、体操、レクリエーション等を行う教室を包括圏域ごとに月2回実施する。

- ・おいでやす脳活道場（中宇治圏域）
- ・レッツにしうじ（西宇治圏域）
- ・あつまれ元気の森（東宇治南圏域）

⑪ 地域福祉センター管理運営事業

指定管理者として、西小倉地域福祉センター、東宇治地域福祉センター、広野地域福祉センターにかかる管理運営を受託し、今後も公社が指定管理者としての評価を受け、継続した管理運営を受託できるよう、より地域密着型の利用し易い地域の活動・交流の拠点を目指していく。

具体的には、公社地域密着型事業推進委員会の統轄のもと、地域の各種福祉団体や地域住民と協働で取り組んできた「地域福祉のつどい」の継続開催や、情報の発信や交流を恒常的に図る「コミュニティカフェ」の定着化等、地域住民を地域福祉センターに呼び込み、繋がりをつくっていきけるような企画、事業を実施する。

⑫ 生活支援コーディネーター事業

総合事業で、高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たすことを役割とする「生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）」を配置して事業を実施する。

⑬ 産後ケア事業（訪問型）

産後ケア事業のうち、訪問による事業の一部を受託し、介護福祉士のホームヘルパーを派遣する。

⑭ 福祉人材研修事業

⑮ 宇治市生活支援員（39支援員）養成事業

} ※

※ ⑭・⑮ の受託事業実施の有無については、今後の宇治市との調整により決定する。